

令和6年4月1日付け沼教教第15号「沼田市立小中学校の適正規模及び適正配置について（諮問）」において、沼田市教育委員会から沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会へ提出された諮問内容は、以下のとおりです。

沼田市立小中学校の適正規模及び適正配置について（諮問）

沼田市教育機関の適正配置及び設置に関する審議会条例（昭和46年条例第22号）第3条第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

沼田市立小中学校の適正規模・適正配置及び通学区域の基本的な考え方について

2 諮問理由

現在、沼田市の児童生徒数は減少し、学校の規模は縮小してきております。そして、児童生徒数は、今後ますます減少すると推計され、単学級の増加や複式学級のさらなる増加も予想される状況となっており、きめ細かな指導・支援が行いやすいという利点がある反面、集団の中でお互いに切磋琢磨する機会が少なくなったり、人間関係が固定化しやすくなったりする傾向があることは課題となっています。また、校舎や体育館等の学校施設は、1990年までに建築された築30年以上の建物が全体の約8割を占めていることから、施設設備の老朽化が進み、建替や大規模な修繕が必要になっています。

このような状況の中で、次の世代を担う子供たちにとって、よりよい教育環境を整え、充実した学校教育の実現に資するため、沼田市立小中学校の適正規模及び適正配置について諮問いたします。